

東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ内規

令和8年4月1日

プロボスト裁定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第16条、第17条及び第18条に基づく室等について（令和8年3月19日総長裁定）第2条第2項に基づく組織としてプロボストオフィス機構等運営委員会の下に設置される東京大学トランスレーショナル・リサーチ・イニシアティブ（以下「TR機構」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(目的)

第2条 TR機構は、学内におけるトランスレーショナル・リサーチ（以下「TR」という。）に関わる研究者のコミュニケーションの促進と諸課題に関する検討、及び基礎研究の成果に基づく橋渡し研究や臨床研究を推進し、その成果を医療の現場に還元することにより、我が国のTR促進に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 TR機構においては、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 東京大学におけるTRの在り方についての検討
- (2) 学内外のTRに関する情報の提供、交換、議論
- (3) TRに関する基礎研究、橋渡し研究及び臨床研究の推進
- (4) シンポジウム等学術的会合の開催
- (5) その他前条の目的達成のために必要な業務

(組織等)

第4条 TR機構に、兼任教員、特任教員、特任研究員、事務職員、特任専門員及び特任専門職員を置くことができる。

(機構長)

第5条 TR機構に機構長を置く。

- 2 機構長は、本学の教授のうちからプロボストが指名する。
- 3 機構長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(運営委員会)

第6条 TR機構に、その管理及び運営に関する重要事項を審議するため、運営委員会を置く。

- 2 運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 TR機構に関する事務は、医学部附属病院及び医科学研究所附属病院が協力して

行う。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、TR機構の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この裁定は、令和8年4月1日から実施する。